

令和 8 年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊受入業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊受入業務

2 業務目的

飯島町（以下「本町」という。）が進める「飯島町第 6 次総合計画改訂版」に定める施策（以下「本事業」という。）について、本事業に関する知見やノウハウを持つ法人又は団体（以下「受入団体等」という。）に事業の企画提案から運営事業までを包括的に委託することにより、民間力を生かした高い成果の創出を目的とする。

3 事業概要

本事業の企画・運営について、受入団体等へ業務を委託するにあたり、行政と密に連携したうえで、地域内で地域課題解決に向けた活動を担える人材の確保が必要である。本事業では、企業雇用型地域おこし協力隊員（以下「雇用型隊員」という。）として当該人材の募集、選考、雇用等に関する業務を受入団体等へ委託するものである。なお、本事業において、本町と雇用型隊員との間に、指揮監督関係や任用関係は無いものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 業務実施場所

飯島町全域

6 委託事業の内容

受入団体等は、「飯島町地域おこし協力隊設置要綱（令和 8 年飯島町告示第 44 号。以下「設置要綱」という。）」及び、「令和 8 年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業受入団体等業務委託要領（以下「委託要領」という。）」に基づき、以下の事業を実施する。なお、事業実施にあたり、受入団体等は本町と密に連携を図り、事業を円滑に推進できるよう、必要に応じ本町と打合せ等を実施するとともに、打合せ記録簿等（任意様式）を整理するものとする。

(1) 雇用型隊員の活動管理・支援

委託要領第3条2項に定める支援活動

- ① 地域おこしに対する多様な活動の支援
- ② 年間活動計画の作成に対する支援
- ③ 活動に関する総合調整に対する支援
- ④ 地域が主催する行事への協力に対する支援
- ⑤ 地域おこしのために町が行うイベントへの協力に対する支援

(2) 雇用型隊員の研修・育成

受入団体等による座学研修やOJT研修、先進自治体への視察研修、総務省による初任研修等を通じて、雇用等した雇用型隊員の育成を図る。

(3) 雇用型隊員の活動管理・支援

「7 受入団体等が雇用等する雇用型隊員の活動内容」に記載されている雇用型隊員の活動の管理・支援、居住等の生活環境整備を実施する。

(4) 雇用型隊員の退任後の自立支援及び継続雇用等の推進

雇用型隊員の任期終了後も当該人材が本町に定着できるよう、自立支援または受入団体等での継続雇用等が行われるよう努めること。

(5) 雇用型隊員の報償費等の支給

雇用型隊員に対して、報償費等及び必要に応じて活動に要する経費を支給する。また、支給方法及び報償費等の額については、受入団体等が本町と協議のうえ決定する。

(6) 実施計画書及び、事業実施結果報告書の提出

委託要領に基づき、飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業実施計画書（様式第1号）及び、飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業実施結果報告書（様式第3号）を作成し、飯島町長に提出する。

（参考）OJT（On-the-Job Training）研修とは、実務の現場や地域活動を通じて、実践的に業務スキルやサポート手法を学ぶ教育・研修制度

7 受入団体等が雇用する雇用型隊員の活動内容

受入団体等が雇用する雇用型隊員は、設置要綱第4条の各号に定める業務に従事する。ただし、本事業においては、以下項目を具体的な活動内容とし、受入団体の支援の下で活動する。

(1) 地域力の維持及び強化に資するための活動（設置要綱第4条）

- ① 地域行事、コミュニティ活動等の支援に関する活動
- ② 都市住民等との交流及び移住・定住の促進に関する活動
- ③ 地域資源及び特産品の発掘、開発及び販路促進に関する活動
- ④ 農林業、商業、工業及び観光業の振興に関する活動
- ⑤ 地域住民の見守り等の住民の支援に関する活動
- ⑥ 地域の環境保全に関する活動
- ⑦ 地域の教育環境の向上に関する活動
- ⑧ 地域の情報収集及び情報発信に関する活動
- ⑨ その他町長が地域の活性化に資すると認める活動

(2) 具体的な活動内容（飯島町第6次総合計画改訂版に定める施策）

(a) 基本構想「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」

基本計画「地域資源を生かした農業の展開」

- 施策① 消費者ニーズと需要を見据えた新たな振興作物の研究と導入
- 施策② 6次産業化の展開による高付加価値化農業の研究と推進
- 施策③ 耕作条件が不利な水田について畑地化の検討
- 施策④ 環境保全型農業への取り組み
- 施策⑤ 地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消の取り組み

- 例1 地域の特産品を活用した農産物の開発や新商品の創出
- 例2 地域特有の食材を用いた加工品を開発することで、販路の拡大や地域ブランドの向上（付加価値、ネット販売、イベント出店等）
- 例3 農業体験イベントの企画・運営
- 例4 SNSやウェブサイトを活用した情報発信 等

(b) 基本構想「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」

基本計画「新しいワークスタイルの推進と起業支援」

- 施策① 事業承継、起業・創業の支援
- 施策② 企業の人材確保と人材育成の支援
- 施策③ 就業・就労支援の充実

- 例1 起業支援に向けたビジネスマッチングイベントの企画運営
- 例2 地域の企業と連携し、研修プログラムを企画・実施
- 例3 求人情報の収集・発信
- 例4 技術の伝承、保存会の発足や後継者を目指した活動 等

## 8 報告等

本町は、受入団体等に対し、必要に応じいつでも、本件業務の進捗状況について報告を求めることができる。

## 9 業務委託料

業務委託に係る金額は、国の地域おこし協力隊推進要綱（令和8年総行応第40号。）に定める、国が本町に対して行う財政措置及び本町の予算の範囲内とする。

## 10 委託対象経費

(1) 雇成型隊員の「報償費等」に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）

① 報償費等（期末手当等の各種手当を含む。）

(2) 雇成型隊員の「活動費」に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）

① 雇成型隊員の指導及び支援に要する事務経費

② 雇成型隊員の活動に要する消耗品費

③ 雇成型隊員の研修に対する研修先への謝金

④ 雇成型隊員が参加する研修プログラムに係る受講費及び旅費

⑤ 地域が主催する行事等に協力するために必要となる物品の購入費

⑥ 雇成型隊員が利用する備品等のリース料

⑦ 雇成型隊員が活動に使用する自動車等の借上料

⑧ 雇成型隊員の活動に対する賃金（例）イベントで講師を依頼した場合の謝礼

⑨ 雇成型隊員が定住に向けて必要となる環境整備に要する経費

⑩ その他雇成型隊員の活動に必要と認められる経費

## 11 委託料の支払い

(1) 受入団体等は、業務の完了前に、業務に必要な経費を本町に請求することができる。この場合において、本町は当該請求に対して支払うことが適当であると判断したときは、概算払いを行うことができる。受入団体等は、本町からの概算払いを受けるために業務に必要な経費を明確に示さなければならない。

(2) 本町は、契約金の概算払いを必要があると認められる場合において受入団体等と協議により決定します。

(3) 委託業務が行われた各年度終了後に、本町は受入団体等より受領した過年度実施分の報告書の審査を行うとともに、必要に応じて受入団体等に対して委託業務に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査を行うことができる。本町の求めに応じて、受入団体等は速やかな証ひょう、帳簿等の提出をはじめとした適正な調査対

応を行わなければならない。

- (4) 受入団体等が(1)の規定により、概算払いを受領している場合であって、当該概算払いの合計額が年度実績額を超えている場合には、受入団体等は、本町の指示により、その超える額を本町に速やかに返還しなければならない。

## 12 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項については、「設置要綱」、「委託要領」及び別紙1「令和8年度企業雇用型地域おこし協力隊事業運営業務委託仕様書」に基づき事業を実施し、疑義を生じた場合は、本町と協議し指示を受けるものとする。
- (2) 委託業務を円滑に適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行う。